令和７年度（２０２５年度）

夏休み期間児童クラブ入所のご案内

●保護者の方へ

本市における放課後児童クラブは、対象児童の拡大等に伴い利用児童数が増加しています。そのため、夏休みは一時的に大勢の児童の利用が見込まれますが、安全面及び施設面などの制約から申込みされるすべての方の受入れは大変厳しい状況にあります。

安全面及び施設面（児童の活動のスペースを確保することなど）を考慮して可能な限りの受入れをしていきますが、申込者数の状況によっては低学年の児童であってもご希望に添えない可能性もあることをご承知おきください。祖父母等の協力が得られるご家庭につきましては、入所申込みについてご配慮いただきますようお願いいたします。

◆申込み受付期間・受付日時・受付場所

受付期間	**令和 ７ 年 ５ 月 ９ 日（金）から ５ 月 15 日（木）まで** **（令和7年5月10日(土)は除く）** ※受付期間を過ぎますと、受付ができませんのでお忘れのないようお願いいたします。
受付日時	５月９日（金）から５月１５日（木）までの平日：午前８時３０分から午後５時１５分まで ５月１０日（土）：申込み受付はありません。 ５月１１日（日）：午前９時から正午まで
受付場所	**子育て支援課（豊川市役所本庁舎１階）** ※ 郵送・FAX での受付はできません。

※ 公正な入所審査を行うため、申込み書類（３ページ 3 申込み方法 ①・②に記載の申込み書類）がすべて整っていないと受付ができませんのでご注意ください。
※ 申込み書類は、子育て支援課と各児童クラブ又は市ホームページから取得することが可能ですので、申込みの前にご準備されることをおすすめします。
※ 入所の承認・不承認等の決定通知書は、令和７年７月上旬に発送予定です。
※ 申込者多数の場合は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

1 入所希望期間・開設時間・休所日

●入所希望期間：次の①～③の中からお選びください。
① 令和７年７月２１日（月）～７月３１日（木）まで
② 令和７年８月　１日（金）～８月２９日（金）まで
③ 令和７年７月２１日（月）～８月２９日（金）まで

※ 入所審査の際、入所希望期間（①～③）の選択による差をつけることはありません。
※ 適正な受入れ体制を整えるため、申込み期間後の期間変更は承ることができませんので、ご注意ください。

●開設時間：午前８時から午後６時まで
※ ただし、就労等の理由により必要な方は午後７時まで延長利用できます。
（延長利用料金月額１，０００円が別途必要です。詳細は５ページの 9 延長利用 をご確認ください。）
また通常の延長に加え、保護者の方の出勤時間を考慮し、朝延長（受け入れ時間を７時４５分に前倒し）も実施しています。申込みの方は別紙申込書を記入して下さい。

●休所日：① 土曜日及び日曜日
② お盆期間（８月１３日～１５日）
③ その他、市長が必要と認めた日（暴風警報等の発令時、災害時等）

2　入所要件

入所の対象となるのは市内の小学校に在学中であり、就労などの理由で昼間自宅に保護者がいない児童のうち、児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童です。

対象児童と同居または同一敷地内に住む保護者全員が以下（１）・（２）の条件のいずれかに当てはまり、昼間、自宅に保護者がいないことが要件です。

（　保護者とは、父・母・祖父母（７０歳未満）です。）

祖父母の誕生日が昭和３１年４月１日以前→証明書等の添付書類「不要」

祖父母の誕生日が昭和３１年４月２日以降→証明書等の添付書類「必要」

※　祖父母については、別世帯であっても同一敷地内の場合は、同居とみなします。

【保護者条件一覧】

ア：常勤者・パート等	土・日を除く週３日以上かつ児童クラブの開設時間内に３．５時間以上の就労をしている。
イ：自営業	土・日を除く週３日以上かつ児童クラブの開設時間内に３．５時間以上の就労をしている。
ウ：農林漁業従事	自家消費程度でなく、出荷し収入を得ている程度である。 土・日を除く週３日以上かつ児童クラブの開設時間内に３．５時間以上の就労をしている。
エ：就職内定	土・日を除く週３日以上かつ児童クラブ開設時間内に３．５時間以上、就労する予定である。ただし、入所開始日に就労を開始していない場合は、入所の承認が取り消しとなる。※休職中と求職中は該当しない。
オ：疾病	入院している、あるいは居宅内において療養中で保育が困難である。
カ：障がい・要介護	心身に障がいがあり、保育が困難である。
キ：看護・介護	病気や心身に障がいのある親族を常時看護・介護している。
ク：就学	土・日を除き週３日以上学校に通学し、かつ就学時間が児童クラブ開設時間内に３．５時間以上ある。
ケ：出産（予定）	産前８週間・産後８週間　※育児休暇中は、該当しない。

3　申込み方法　市役所子育て支援課へ、①、②の書類をすべて揃えた上で、ご申請ください。

※　必要書類は、子育て支援課と各児童クラブにあります。（市ホームページからもダウンロードできます。）

①「児童クラブ入所申込書」（申込み児童１人につき１部必要）

※　児童に心身等の障がいがある場合は、必ずその旨を入所申込書に記載してください。また、障害者手帳もしくは医療機関等の専門機関が発行した障がいの状況が分かる証明書類の添付を求める場合があります。

②「就労証明書等」　※申込み理由によって、下表のとおり提出書類が異なります。

児童と同居または同一敷地内に住む保護者（父・母・７０歳未満の祖父母）全員分が必要です。

（「就労証明書等」は、兄弟姉妹同時申込みの場合、児童名を連名で明記した上で、１世帯１部ずつのご提出でも、お申込みいただけます。）

申込み理由	就労証明書等
ア：常勤・パート等	●就労証明書 ※ 証明欄は必ず事業主（部署や店舗の責任者等でも可）が記入してください。 ※ 勤務形態が不規則またはシフト勤務等により、就労証明書で勤務日や勤務時間を証明しがたい場合は、直近２か月程度の勤務実績表等の写しを追加でお願いする場合があります。
イ：自営業 （個人事業主・会社経営） ウ：農林漁業従事	●自営業・農林業従事申出書（就労の実態、耕作物、耕作面積等を記入する。） ※ 提出された書類により自営業（個人事業主・会社経営・農林漁業従事等）であることが確認しがたい場合は確定申告書や開業届などの写しを追加でお願いする場合があります。
エ：就職内定	●就労予定証明書 ※ 証明欄は必ず事業主（部署や店舗の責任者等でも可）が記入してください。 ※ 就労後再度「就労証明書」の提出が必要です。
オ：疾病	●保護者状況申告書（保護者の状況を自ら記入する。） ◎入院の場合：医療機関が発行した入院証明書、診断書等の写し（入院期間の記載があるもの） ◎居宅内療養の場合：医療機関等の専門機関が発行した指示書、証明書、診断書等の写し（病状・療養期間・療養内容等の記載があり、保育が困難な状況が確認できるもの）
カ：障がい・要介護	●保護者状況申告書（保護者の状況を自ら記入する。） ◎障害者手帳または医療機関等が発行した障がいの状況が分かる証明書類の写し
キ：看護・介護	●保護者状況申告書（保護者の状況を自ら記入する。） ◎介護保険被保険者証（介護度の記載があるもの）または専門機関が発行した証明書・診断書（看護・介護対象者の病状や看護・介護指示等の記載があるもの）等の写し
ク：就学	●保護者状況申告書（保護者の状況を自ら記入する。） ◎在学証明書、学生証等の写し（在学期間の記載があるもの） ◎カリキュラム表等の写し（受講時間帯の記載があるもの）
ケ：出産（予定）	●保護者状況申告書（保護者の状況を自ら記入する。） ◎母子健康手帳または診断書等の写し（出産予定日の分かるもの）

【注意】

※ ●印の証明書は原則、原本をご提出ください。（各種証明書類は**3か月以内**に取得したものを提出）

※ 提出書類で就労等の実態が確認できない場合は、会社に勤務実態を調査する場合があります。
偽造などの不正があった場合は無効とします。（文書の偽造は罪となる場合があります。）

※ 公正な入所審査を行うため、必要書類が**すべて揃っていないと受付けできません**のでご注意ください。

4　入所審査

（1）申込み状況等によってすべての方の受入れができず、低学年であっても入所できない場合があります。児童クラブの選考指数表に基づき、学年、保護者の勤務日数、勤務時間等で入所審査を行い指数の高い方から入所となります。
（2）同一小学校区において２か所以上の児童クラブを開設している場合は、市が利用クラブを決定します。申込者数等によって年度ごとに利用クラブを決定させていただきますのでご了承ください。
（3）提出された書類の内容について、審査に影響を及ぼす虚偽が判明した場合、入所を不承認とします。また、入所後であっても、虚偽が判明した場合は入所の承認を取り消すことがあります。
（4）入所審査にあたり必要があると判断した場合、児童が現在や過去に在籍した保育園、幼稚園、学校、療育機関等の関係機関から、児童の状況を伺うことがあります。
（5）児童クラブの負担金の未納がある場合は、入所承認ができませんのでご注意ください。

5　申込みから入所までの流れ

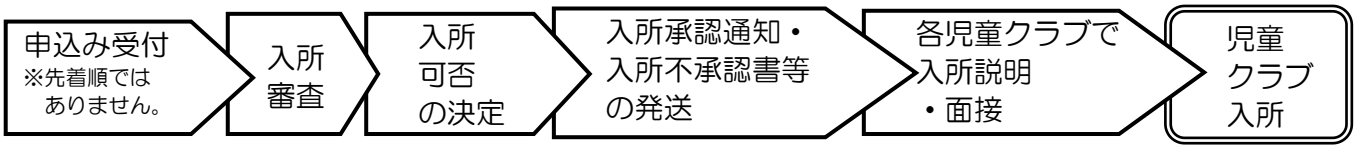

6　負担金　※月の途中に、入所・退所があっても、日割りはせず同額です。

	１人目	２人目	３人目以降
７月２１日～７月３１日までの利用の場合	4,000 円	3,000 円	2,000 円
８月１日～８月２９日までの利用の場合	13,000 円	9,500 円	5,000 円

※　きょうだいで入所している場合、最年少の児童から１人目、２人目、３人目以降とします。
※　延長利用をする場合は、上記に月額 1,000 円が上乗せとなります。
※　生活保護受給世帯又は入所児童と同一住所に居住する父・母及び祖父母（年齢制限なし）全員の令和４年度市町村民税が非課税となるひとり親家庭については児童１人につき７月分は 1,000 円、８月分は 2,000 円となります。
※　以下の要件をどちらも満たす場合、児童１人につき月額 1,000 円(8 月は月額 2,000 円)となります。
①母子・父子家庭等手当受給があるひとり親家庭、又は生活保護受給家庭
②入所児童と同一住所に居住する父・母及び祖父母（年齢制限なし）全員の前年度市町村民税が非課税となる家庭（令和６年１月１日に豊川市に住所がない場合は、非課税を証明できる書類を提出していただく必要があります。）

7　負担金納入方法

●納入方法
納入通知書にてお支払いいただきます。
（きょうだいの児童クラブの利用があり、口座振替を登録済の方に関しては指定された口座から口座振替します。）

●納入期限日及び口座振替日
７月分：７月３１日（木）、　８月分：９月１日（月）

※　入所承認・延長利用が承認となった月は、利用の有無に関わらず負担金を納付していただきます。

８　傷害保険

●活動中の不測の傷害等に対応するため、各ご家庭で傷害保険への加入をお願いします。
※　保険内容は、傷害保険だけでなくガラスの破損など対物を含む損害賠償も保険対象になっていることが望ましいです。児童による物損等は、児童クラブの支援員等に過失がない限り児童の保護者に弁償していただきます。

９　延長利用

就労等の理由により、保護者全員が午後６時までにお迎えに来られない児童については、午後７時まで延長利用を申請できます。延長利用が必要な方は、児童クラブ入所申込書の延長利用申込み欄に必要事項をご記入ください。

●延長利用の必須要件

（１）就労または疾病等の理由により、保護者全員が午後６時以降の保育が困難であること。
（２）児童クラブ終了時間の午後７時までに必ず保護者等によるお迎えができること。

●延長利用負担金

延長利用をお申込みされた場合、通常の負担金に利用児童１人につき月額 1,000 円が追加で必要です。

●留意事項

（１）延長利用の登録をしているすべての児童が午後６時より前に降所した場合など、延長利用時間帯の途中で児童クラブを閉所することがあります。
（２）午後７時時点でお迎えがない場合、延長利用をお断りする場合があります。

延長利用の申込みがなく、午後６時を超えての利用が１回でも確認された場合（天災など突発的な事由を除く）は、その場で延長利用の登録を行っていただき、当月分の延長利用負担金（月額 1,000 円）をお支払いいただくことになりますのでご了承ください。

１０　送迎

●児童クラブの登所・降所は保護者による送迎が原則です。（出校日に学校から直接登所する場合を除く。）
※ 保護者が送迎できないときは、事前に児童クラブに連絡をした上で代理の方が送迎して下さい。
●午前８時に開所しますので午前８時以降に送ってきてください。（支援員と対面での引渡しをお願いします。）
●必ず午後６時（延長利用の方は午後７時）までにお迎えをお願いします。
●勤務等終了後速やかにお迎えに来てください。
※きょうだいでご利用の場合、お迎えはきょうだい一緒にしていただくようお願いします。
※未成年(18 歳未満)の方には原則お引き渡しできません。

１１　注意事項

●児童または保護者が次のいずれかに該当するとき、入所不承認または退所となる場合があります。
（１）入所要件に該当しないとき。
（２）平日小学校の授業終了後に、児童クラブへ登所することができないとき。
（３）伝染病に罹患した、又はそのおそれがあると認められるとき。
（４）他の児童または支援員に危害を加えた、又はそのおそれがあると認められるとき。
（５）著しい自傷行為があるとき。
（６）支援員の指導に著しく従わないとき。
（７）保護者が児童クラブ負担金を支払わないとき。
（８）その他、児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。

●離職や家庭状況変更等により、入所要件に該当しなくなったときは退所となります。

●児童クラブは、保護者が就労等により児童の保育ができない場合に保護者に代わって保育を行うものです。**仕事のない日は児童クラブをお休みして、ご家族で過ごす日としてください。**また、**児童クラブでの集団生活を安全に楽しく送るため、ルールを守り支援員の指導に従うこと等、児童クラブでの過ごし方について、ご家庭でもお話ししていただきますようご協力お願いします。**

●**夏休み期間中、以下の小学校で終日停電となる期間（３～４日程度）**が予定されています。この期間の児童クラブの運営について、**特別な対応をとる可能性があります**ので、ご承知おきください。

【該当小学校】

東部小学校、豊小学校、千両小学校、八南小学校、平尾小学校、一宮東部小学校
一宮南部小学校

１２　豊川市の児童クラブ

●公設クラブ

	児童クラブ名	設置場所		児童クラブ名	設置場所
1	豊川第１児童クラブ	豊川小学校内	２１	国府第１児童クラブ	西部地域福祉センター内
2	豊川第２児童クラブ	豊川小学校内	２２	国府第２児童クラブ	西部地域福祉センター内
3	東部第１児童クラブ	東部小学校内	２３	国府第３児童クラブ	西部地域福祉センター内
4	東部第２児童クラブ	東部小学校内	２４	国府第４児童クラブ	西部地域福祉センター内
5	桜木第１児童クラブ	さくらぎ児童館内	２５	桜町第１児童クラブ	桜町小学校内
6	桜木第２児童クラブ	桜木小学校内	２６	桜町第２児童クラブ	桜町小学校内
7	三蔵子第１児童クラブ	さんぞうご児童館内	２７	御油第１児童クラブ	ごゆ児童館内
8	三蔵子第２児童クラブ	ほんのふれあいホール	２８	御油第２児童クラブ	新丁区集会所/御油小学校
9	三蔵子第３児童クラブ	ほんのふれあいホール	２９	天王児童クラブ	天王小学校内
１０	千両児童クラブ	千両小学校内	３０	代田第１児童クラブ	代田小学校内
１１	牛久保第１児童クラブ	うしくぼ児童館内	３１	代田第２児童クラブ	代田小学校内
１２	牛久保第２児童クラブ	牛久保小学校内	３２	代田第３児童クラブ	代田小学校内
１３	中部第１児童クラブ	中部小学校敷地内	３３	金屋児童クラブ	金屋小学校内
１４	中部第２児童クラブ	中部小学校隣地	３４	豊第１児童クラブ	豊小学校内
１５	中部第３児童クラブ	中部小学校隣地	３５	豊第２児童クラブ	豊小学校内
１６	八南第１児童クラブ	はちなん児童館内	３６	一宮東部児童クラブ	一宮東部小学校内
１７	八南第２児童クラブ	はちなん児童館内	３７	一宮南部児童クラブ	一宮南部小学校内
１８	八南第３児童クラブ	八南小学校内	３８	萩児童クラブ	萩小学校内
１９	平尾第１児童クラブ	平尾小学校内	３９	長沢児童クラブ	長沢小学校内
２０	平尾第２児童クラブ	平尾町公民館内	４０	赤坂児童クラブ	赤坂小学校内
			４１	御津北部児童クラブ	ひろいし児童館内

※　申込み状況によっては、校区をまたいだ拠点クラブを開設する場合があります。
※　各小学校へのお問い合わせはご遠慮ください

＜本書記載内容については今後変更となる場合があります＞

お問い合わせ先　　豊川市子ども健康部子育て支援課子育て支援係
〒442-8601　豊川市諏訪１丁目１番地　TEL：０５３３－９５－０２５０（直通）
HP：http://www.city.toyokawa.lg.jp/kosodate/shochugakko/jidoclub.html